

マル保融資実行後の モニタリング&報告書作成

マル保融資実行後のモニタリングの進め方と
業況報告書の記述のポイントを解説します。

黒木正人 飛騨信用組合 専務理事



▶こんなトークでモニタリングを行うの

●モニタリング報告が必要な保証制度

- ・経営力強化保証…金融機関等の力を借りながら経営改善に取り組む中小企業が対象
- ・事業再生計画実施関連保証…事業再生計画等に基づき経営改善に取り組む中小企業が対象
- ・条件変更改善型借換保証…マル保融資で返済条件の緩和を受けている中小企業が対象
- ・セーフティネット5号認定を利用した保証…業況が悪化している業種に属する中小企業が対象
- ・経営者保証ガイドライン対応保証…経営者保証に関するガイドラインに則り、経営者保証が不要と判断できる中小企業に適用(改正信用補完制度では見直し予定)

マ ル保融資実行後のモニタリングなどを信用保証協会(以下、協会)では、期中管理といます。保証付債権の管理にあたっては、金融機関の固有債権(プロパー債権)と同じくモニタリングを行い、常にその保全に注意を払い、事故が発生したときは、金融機関として通常なすべき措置をとり、債権の保全・取立を図るとするのが期中管理の原則です。まずは、プロパー債権と同様のモニタリングをするという基本を押さえます。

保証制度の一部には、金融機関が一定のサイクルで協会に対しモニタリング報告をしなければならぬもの(図表)があります。これはモニタリングを通じた適切な期中管理を行うことで、中小企業の業況改善を支援するための措置になります。

事業計画の実行状況や達成状況をヒアリング

経営力強化保証や事業再生計画実施関連保証、条件変更改善型借換

換保証では、金融機関は事業年度ごとに「事業計画実行状況等報告書」(以下、報告書)をまとめ、当初策定した事業計画期間(原則3年間)において報告しなければなりません。

その報告書を作成するため、金融機関は四半期ごとに取引先から事業計画の実行状況や達成状況を聞き取ります。例えば、売上をアップするための施策として販路拡大の計画を立てていたとしたら、どういう行動を起こして、どこに

販路を拡大できたか説明を受けたうえで報告書に記載します。合わせて、自行車やその他の外部専門家から受けたアドバイスの内容や、それに対する取引先の反応なども記述します。

また、事業年度の決算時には、決算状況を確認して報告書に記載します。主に損益計算書について、事業計画と決算の実績を比較し、計画が達成できた場合は、どこが良かったか聞き出します。計画が未達だった場合は、未達の理由を聞き、どうしたら達成できるか具体的な方法を取引先と一緒に考えます。

何か特筆すべき事項があれば、それも聞き出します。特筆すべき事項はどんな小さなことでも構いません。次の成長につながることも多いので、普段の経営と変わることがあったら、良いことも悪いことも聞き取りましょう。

そして次年度に向けて重点課題を明確にし、具体的な取組事項を決めたうえで、自行車がどのような支援を行う予定か、報告書で表

訪問時に感じた ちょっとした変化を記載

セーフティネット5号保証については、業況報告書にモニタリングする項目が記載されています。具体的には訪問記録、最近6カ月間の売上傾向、特記事項、課題・今後の見通し等、取引状況です。次ページのサンプルをもとにそれぞれの項目を見ていきましょう。

①訪問記録

訪問記録で重要なのは、訪問回数よりも、訪問時に気づいたことです。ちょっとした気づきが取引先の状況を反映します。サンプルでは、取引先の従業員がしっかりと挨拶できるようになり活気が感じられるようになったことが記載されています。また営業室の業務成績ボードが更新され、会社の雰囲気が変わったことにも触れています。こうした変化が大切なので、訪問時に見つけたら記録しておきましょう。

②最近6カ月間の売上傾向、特記

事項

企業の経営の根幹である大きな流れを把握します。売上の増加・横這い・減少の要因をしっかりと聞き出したうえで、特記事項に記載します。

サンプルでは、1月と2月の売上の減少について例年の傾向であることが述べられています。単に売上が増加・減少したという事実だけでなく、その背景をしっかりと記載することが重要です。

また、社長が個人的に支援していた取引先が倒産し焦付が発生したとの記述があります。金額は小さいものの社内の士気にもかわることであり、このような点にも着目する必要があります。

課題への対応策と見通しを説明できるようにしておく

③課題・今後の見通し等

課題や今後の見通し等は、モニタリングを行ううえで最も重要なポイントです。サンプルでは、倒産した取引先に関する焦付への対応策を記載しています。従業員へ